

障害者等用駐車スペースの適正利用等の促進に関する調査研究

報告書

平成23年3月

国土交通省

目次

本編

第1章 調査の概要	1
1.1 調査の目的	1
1.2 調査の構成	1
1.3 調査の内容	2
第2章 公的な仕組みによる適正利用取組みの促進	4
2.1 取組みの内容	4
2.2 パーキング・パーミット制度	4
2.2.1 制度の概要	4
2.2.2 利用者、対象者の検討	5
2.2.3 施設への協力依頼	6
第3章 各施設における適正利用の取組み	8
3.1 障害者等用駐車スペースに専用ゲートを設置	8
3.2 注意喚起等の対策	9
3.2.1 目立つ色による駐車スペースの塗装	9
3.2.2 警告の看板設置	10
3.2.3 警告文書の配布	10
3.2.4 広報・啓発活動	11
第4章 利用実態、利用者ニーズの把握	12
4.1 利用者アンケート調査の概要	12
4.2 対象者の歩行能力	13
4.3 パーキング・パーミット制度対象駐車スペースの利用状況	14
4.3.1 車のとめやすさ	14
4.3.2 利用証発行前後の利用状況の比較	16
4.3.3 プラスワンの認知、利用状況	18
4.4 不適正な駐車、競合利用を改善してほしい施設の種類	19
4.5 不適正な駐車防止のために効果のある対策	22
4.6 障害者等用駐車スペースの駐車しやすさで最も重視する事	24
第5章 今後の展望	25
5.1 現状の取組みについての評価	25
5.2 今後の対応策の方向性	26

詳細資料編（施設等ヒアリング、利用者アンケート等結果）

第1章 佐賀県（パーキング・パーミット制度）	29
第2章 福島県（おもいやり駐車場利用制度）	65
第3章 埼玉県川口市（おもいやり駐車場制度）	105
第4章 各施設における適正利用の取組み	141
第5章 車いす使用者座談会の記録	151

参考資料編

参考資料1 利用者アンケート用紙（佐賀県、福島県、川口市）	157
参考資料2 バリアフリー新法における駐車施設の規定	169
参考資料3 東京都駐車場ユニバーサルデザインガイドライン	189
参考資料4 パーキング・パーミット制度を導入した地方公共団体の 協力施設、利用対象者の一覧	191
参考資料5 佐賀県、福島県、川口市における関連調査結果（抜粋）	193
参考資料6 既往文献一覧	213

委員名簿	225
------	-----

第1章 調査の概要

1.1 調査目的

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」により、一定規模以上の施設の新設の際には、車いすで利用できる幅の広い障害者等用駐車スペースの設置が義務づけられているが、当該駐車スペースに障害のない人が駐車し、障害のある人（障害者、高齢者、妊産婦、けが人等 以下、「障害者等」という。）の円滑な利用が阻害されている実態や異なる障害を有する当事者を念頭に置いた場合、当該駐車スペースが必ずしも質・量において十分に利用しやすいものとなっていない実態があるとの指摘がある。

これをふまえ、本調査は、当該駐車スペースの利用に係る利用対象者のニーズや課題、ハード面、ソフト面の具体的な取組み方策の効果や課題を明らかにして、有効な施策を検討することを目的として実施した。

【問題認識】

車いす使用者が乗降するためには、広いスペースが必要であるが、下記の問題が発生している。

- ・ 障害者等用駐車スペースに障害のない人が駐車している（不適正利用）
- ・ 当該駐車スペースの利用者が増加し、車いす使用者が使用できない場合がある。

1.2 調査の構成

本調査は次のフローにより進めた。

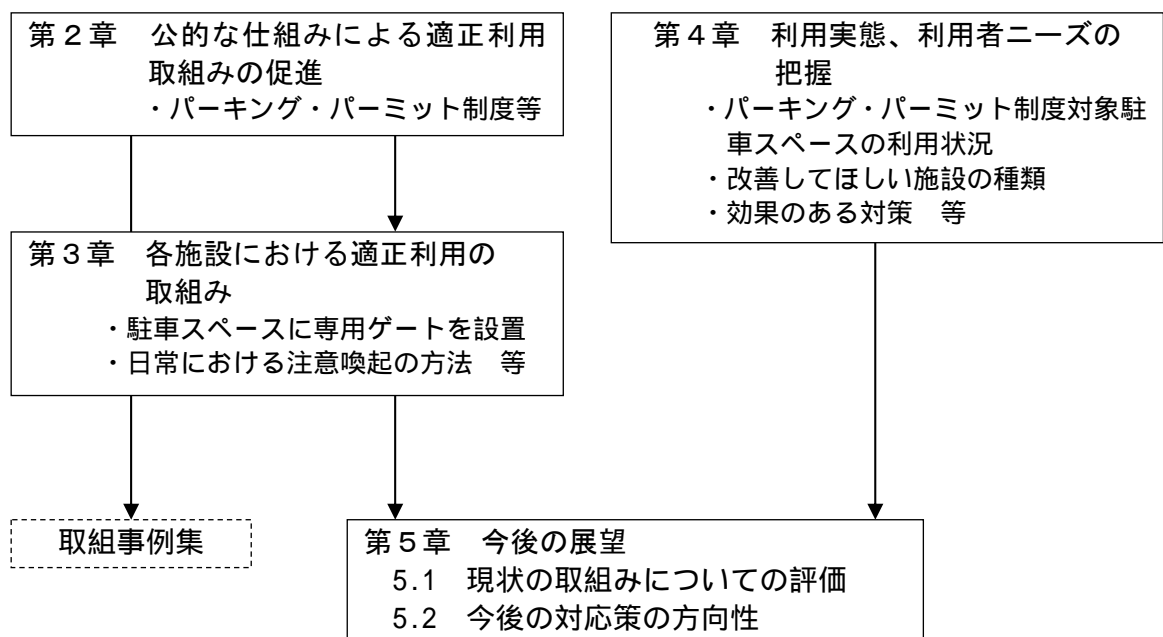


図1-1 調査フロー

1.3 調査の内容

(1) 調査内容、方法

調査対象別の調査内容を、表 1-1 に示す。

パーキング・パーミット制度（異なる名称の同様のしくみを含む。以下同じ）を導入している地方公共団体の一部を対象とし、それらの地域の施設管理者にヒアリング調査を、高齢者、障害者にアンケート調査を実施した。

このほか、施設管理者については、障害者等用駐車スペースに専用ゲートを設置する等、施設独自に利用対象者以外の利用防止に努めている大型商業施設、病院等へヒアリング調査を実施した。

当該駐車スペースの利用対象者のうち、自動車の乗降にスペースの広さを特に必要とする者の利用実態等を重点的に把握するため、アンケート調査の対象者は、車いす使用者を含む「肢体不自由者、脳原性運動機能障害者、要介護者等」とした。

表 1-1 調査対象別の調査内容

	調査対象	調査内容	調査方法
施設 管理者	地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者等用駐車スペースの不適正利用防止に関する要望、対策 ・パーキング・パーミット制度導入の経緯（又は導入の検討状況） <ul style="list-style-type: none"> ・制度の仕組み（協力施設、利用対象者） ・制度の効果、課題 等 	ヒアリング調査
	公共施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者等用駐車スペース数、利用状況 ・不適正な利用、競合利用の実態 ・不適正利用の対策（障害者等用駐車スペースに専用ゲートを設置、地方公共団体のパーキング・パーミット制度への参加等） ・対策の効果、課題 ・更なる改善の予定 等 	ヒアリング調査
	商業施設（大規模～コンビニ）		
	医療機関		
	道路駐車施設管理者 駐車場管理者		
利用者	高齢者(要介護者等) ・障害者（肢体不自由者、脳原性運動機能障害者）	<ul style="list-style-type: none"> ・回答者の属性（要介護度、障害の種類、歩行能力等） ・障害者等用駐車スペースへのとめやすさ ・不適正利用、競合利用の改善を求める施設の種類 ・不適正利用防止に効果のある対策 ・当該駐車スペースのとめやすさで最も重視すること 等 	アンケート調査
	車いす使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用しづらい施設の種類 ・パーキング・パーミット制度への意見 ・今後、積極的に当該駐車スペースの拡充を望む施設 等 	グループインタビュー (注)

注) 出席者の募集は、DPI 日本会議、全国脊髄損傷者連合会（佐賀県支部）の協力を得た。

(2) 調査地域別の対象施設、対象者

調査地域別の訪問・ヒアリング先、利用者アンケートの対象者等を表 1-2 に示す。

表 1-2 調査地域別の訪問先

		調査対象		個別の訪問先等	
パーキング・パーミット制度導入地域	佐賀県	施設管理者	地方公共団体	佐賀県健康福祉本部地域福祉課	
			商業施設	ローソン片田江店、ジャスコ佐賀大和店、イオンショッピングタウン大和	
			医療機関	難病支援センター	
		利用対象者	要介護者・肢体不自由者等	パーキング・パーミット制度利用対象者(回収数：359人)	
	福島県	施設管理者	地方公共団体	福島県保健福祉部 生活福祉総室高齢福祉課	
			商業施設	ヨークベニマル太平寺店、イトーヨーカドー福島店	
			医療機関	福島県立医科大学付属病院	
		利用対象者	要介護、要支援者・肢体不自由者等	おもいやり駐車場利用制度利用対象者(回収数：455人)	
	川口市	施設管理者	地方公共団体	川口市都市計画部 都市計画課施設計画係	
			商業施設	イオンモール川口キャラ	
			公共施設	川口駅東口地下公共駐車場、川口市戸塚スポーツセンター	
			利用対象者	要介護者(2～)・肢体不自由者	おもいやり駐車場制度利用対象者(回収数：467人)
施設毎の対策	障害者等用駐車スペースに専用ゲートの設置		イオン越谷レイクタウン、阪急西宮ガーデンズ 等		
	高速道路の駐車施設		東日本高速道路		
	予約制の障害者等用駐車スペース		羽田空港国際線ターミナル		
	その他		時間貸し駐車場		
車いす使用者のグループインタビュー		東京都八王子市及び周辺の居住者(6名) 佐賀市内の居住者(2名)			

第2章 公的な仕組みによる適正利用取組みの促進

本章では、地方公共団体等が公的な仕組みで適正利用を図っている取組みについて整理した。

2.1 取組みの内容

地方公共団体では、利用証を交付し、利用対象者を明確にする「パーキング・パーミット制度」の導入、障害者等用駐車スペースの不適正な駐車を抑止するための管理運用について、管理者へ働きかける等の取組みが実施されている。

表 1-3 公的な取組みによる適正利用取組みの例

対策	内容
パーキング パーミット制度	・利用証を交付し、利用対象者を明確にする。 ・対象者の駐車区画を確保する。 駐車場管理者が独自に許可証制度を運用している例もある。
日常の注意喚起	・警告文書、チラシの配布 ・ポスター掲示等 事例：滋賀県等が主催し、県内各地の大型商業施設で、車いすバスケットボールの選手やガールスカウトの子供がチラシ等を配り、買い物客に「車いす使用者は乗り降りに広いスペースが必要であり、障害のない人は駐車しないでほしいことを呼びかけた(平成 22 年 11 月)。

駐車スペースが目立つ路面への塗装について、学校の職員、児童・生徒、公的機関の職員等が取組んだ事例もある。

2.2 パーキング・パーミット制度

2.2.1 制度の概要

パーキング・パーミット制度の導入は、障害者等用駐車スペースを必要とする対象者を明確化し、地方公共団体内共通の利用証を交付することにより駐車車両を識別し、不適正な駐車を抑止することを目的としている。地方公共団体により利用対象者の範囲、有効期限は異なる。

利用者対象者は、駐車時に利用証を車外に見えるように掲示することとされ、施設管理者にとっては、当該駐車スペースが目的外に使用されているか否かを判断することができる。

この利用証は、一部の地域では地方公共団体の連携による相互利用も進められている。

(1) 導入のメリット

- ・障害のない人による不適正利用等、利用対象者以外の者による利用がある程度減少する。
- ・地方公共団体による公的な仕組みとして、地域の施設設置管理者や住民の協力が得られやすい。

(2) 導入に際して検討すること

パーキング・パーミット制度の導入にあたっては、次の事を検討する必要がある。

利用対象者の検討と併せて、考えられる利用者数に応じた駐車スペースの確保。

車いす使用者以外の軽度障害者や高齢者等に、通常の幅の駐車スペースを施設の出入口に近い位置に別途確保する「ダブルスペース」の取組みが必要かどうか。

利用者のニーズの高い施設に対する制度への協力依頼。



図 1-2 利用証の掲示例
(佐賀県)

2.2.2 利用者、対象者の検討

全国のパーキング・パーミット制度を導入している地方公共団体の利用者、対象者の範囲を、障害の種類と等級別、要介護度等の区別に地方公共団体の数で示した。(空白は対象としている地方公共団体なし。)

肢体不自由者は下肢は6級から、高齢者は要介護者のみを対象範囲としている地方公共団体が多い。

表1-4 パーキング・パーミット制度の利用対象者の範囲(数字は利用対象としている地方公共団体の数)

身体障害区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	該当なし
視覚障害		19	19	19	19			
聴覚障害	聴覚障害		8	8				11
	平衡機能障害			19		15		
音声言語機能障害								19
肢体不自由	上肢	19	19	3	3			
	下肢	19	19	19	19	16	16	
	体幹	19	19	19		15		
脳原性運動機能障害	上肢機能	19	19					
	移動機能	19	19	19	18	15	15	
心臓、腎臓、呼吸器、膀胱又は直腸、小腸、肝臓の障害	心臓機能障害	19		19	18			
	腎臓機能障害	19		19	18			
	呼吸器機能障害	19		19	18			
	膀胱又は直腸機能障害	19		19	17			
	小腸機能障害	19		19	18			
	肝臓機能障害	15	15	15	13			4
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		19	19	19	18			

	要介護					要支援		該当なし
	5	4	3	2	1	2	1	
高齢者	19	19	19	19	16	3	3	

	(A)	A	B	C	該当なし
知的障害	2	19			

	1級	2級	3級	該当なし
精神障害	15			4

	全ての疾病	一部疾病を除く	該当なし
難病患者(特定疾患医療受給者)	14	5	

	母子手帳取得時~	妊娠7ヶ月~	~産後3ヶ月(1)	~産後6ヶ月	~産後1年(2)	~産後1年半(3)
妊産婦	1	19	19	8	5	1

- 1: 妊娠7ヶ月~産後3ヶ月の地方公共団体のうち、2県(熊本県・鹿児島県)と埼玉県川口市は、有効期限を1年未満とする。
- 2: 該当する5県のうち、2県(岡山県・山口県)は、産後は乳幼児の同乗の場合も該当する。
- 3: 該当する1県は鳥取県。妊産婦に加え、1歳6ヶ月未満の子ども同伴も該当する。

	車いす・杖使用者	該当なし
けが人	15(※4)	4

- 4: 該当する15県のうち、3県(鳥根県・熊本県・鹿児島県)は、有効期限を1年未満とする。

- ・鳥取県では、発達障害者のうち、歩行に介助者の特別な注意が必要であると医療機関等に認められた方は対象者としている。
- ・茨城県神栖市では、利用対象者に対する詳細な規定はなく、身体障害者手帳・診断書・母子手帳・介護保険被保険者証・特定疾患医療受給者証・療育手帳の写しを求めている。

2.2.3 施設への協力依頼

(1) 協力施設の種別施設数

パーキングパーミット制度を導入している地方公共団体別に、協力施設の種別施設数を集計した(表1-5)。

「官公庁・公共施設」、「大型スーパーマーケット・ホームセンター等」、「医療・福祉施設」が上位を占める地域が多い。

佐賀県は全国に先駆けてパーキング・パーミット制度を導入したことから協力施設数は多く、「コンビニエンスストア・ドラッグストア」だけで130施設に達している。

表1-5 パーキング・パーミット制度の協力施設の種別施設数

	官公庁・公共施設	医療・福祉施設	大型スーパーマーケット・ホームセンター等	観光・宿泊施設	スポーツ施設・公園	銀行・郵便局	その他商業施設等	コンビニエンスストア・ドラッグストア	駅・空港・道の駅(港)	駐車場	飲食店
岩手県	87	69	100	9	28	1	2	0	8	1	2
山形県	302	65	80	25	40	39	30	0	12	14	5
福島県	271	233	280	48	56	26	69	44	26	4	12
栃木県	117	50	13	12	24	2	1	1	1	4	0
群馬県	250	121	175	29	30	7	35	12	2	7	1
福井県	232	239	131	121	28	48	1	58	1	7	1
島根県	90	50	23	33	20	26	0	15	8	0	1
鳥取県	133	87	19	19	19	16	3	5	0	6	4
岡山県	215	109	163	45	14	1	0	22	9	5	2
山口県	453	98	163	12	66	26	1	2	11	18	4
徳島県	218	12	62	0	20	26	0	0	1	5	0
愛媛県	228	73	120	118	34	55	20	2	18	10	0
長崎県	219	222	63	23	38	37	19	54	4	4	3
佐賀県	371	309	245	64	55	79	150	130	17	6	34
熊本県	357	179	133	75	41	57	20	10	21	14	2
鹿児島県	335	179	201	100	57	24	33	2	25	0	18
神栖市	16	4	13	4	4	3	1	4	0	0	5
川口市	38	10	32	0	7	2	15	4	0	4	5
相生市	31	0	3	0	1	2	0	0	1	0	0

1：大型スーパーマーケット・ホームセンター等：家電量販店、ホームセンター、沿道型衣料品店、沿道型書店・CDショップ、沿道型娯楽施設(パチンコ屋等)等

2：その他商業施設等：事務所(医療機器会社、自動車メーカー等)、宅配便営業所、斎場等

(2) 利用者ニーズの高い施設

佐賀県、福島県、川口市の肢体不自由者、要介護者等へアンケート調査を実施し、施設利用者等の不適正な駐車や利用証を掲示した車で満車になっている等により、車をとめにくいことが多く、改善してほしい施設を、最大5つまで選んでもらった(詳細は第4章)。

利用者の改善のニーズが高い施設の種別は、「大型ショッピングセンター・百貨店(63.5%)」、「病院・診療所(62.5%)」、「小規模なスーパーマーケット(51.4%)」、「銀行・郵便局(41.9%)」である。

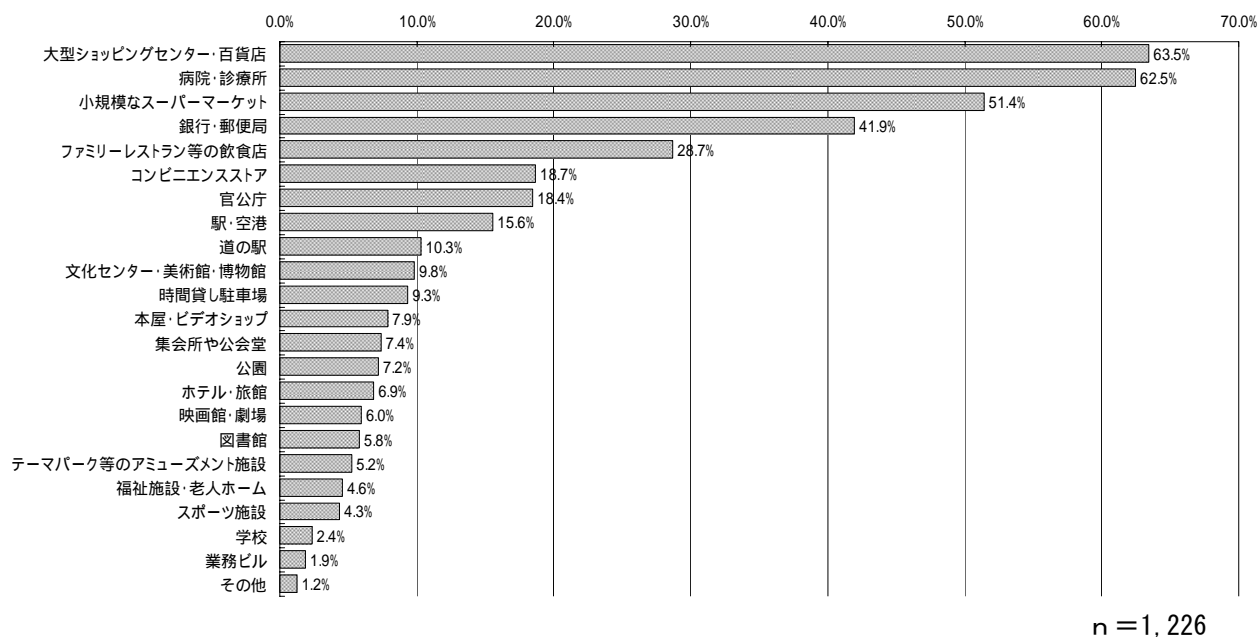


図 1-3 不適正な駐車等の改善のニーズの高い施設（アンケート調査結果）

サンプル数（1,226人）は、地方公共団体3県市（佐賀県、福島県、川口市）のアンケート回答者の合計値。

都市部におけるパーキング・パーミット制度の導入に関する課題

○利用対象者の多さ等

都市部において導入を検討する際には、想定される利用対象者数に比べて、必ずしも駐車スペース数が十分でない課題はあるが、一方、地方部に比べて公共交通機関のバリアフリー化が進んでいる（1日の利用者5,000人以上の鉄道駅が多い等）ことから、想定される利用対象者数あたりの自家用車の利用頻度は低いとも考えられる。

○関係者の負担

パーキング・パーミット制度を見合わせた地方公共団体の制度不採用の理由として、「人口規模が大きく、利用証交付対象者や駐車場設置数が多いこと等から多くの市民・事業者・行政の負担が大きい。」等の課題が挙げられている。当該団体における今後の対応としては、「市民の理解を得るためのチラシ配布、ポスター掲示等の啓発の継続、注意喚起の掲示や駐車区画路面の色分け、管理者独自の許可制度等駐車場管理者独自の取組を推進するための事例PR」について取組むこととされている。

第3章 各施設における適正利用の取組み

本章では、それぞれの施設において実施できる適正利用の取組みを整理した。

3.1 障害者等用駐車スペースに専用ゲートを設置

(1) 利用対象者

専用ゲートのある障害者等用駐車スペースを利用するためのリモコン等交付対象者は、「車いす使用者のみ」、「障害者」、「障害者と介護保険適用者」等、企業グループ、各店舗、病院等の施設によって異なる。

表 1-6 大規模商業施設等における専用ゲート内障害者等用駐車スペースの利用対象者

大規模商業施設			総合病院
阪急西宮ガーデンズ	イオン越谷レイクタウン	一部のイオン系列の店舗	福島県立医科大付属病院
車いす使用者に限定	身体障害者手帳所持者 (障害者手帳のない人でも身体が不自由の自己申告で申請可)	障害者と介護保険適用者	身体障害者手帳所持者、妊産婦、骨折者等(病院の審査基準に該当する体の不自由な人)

阪急西宮ガーデンズ、福島県立医科大付属病院のゲート開放手段はカード。

(2) 駐車スペースの配置形式

配置形式はいくつかの障害者等用駐車スペースをまとめてゲートを一つ設置する「集約型」と、1スペース毎にゲートを設置する「個別区画型」がある。ゲート開放手段は、「複数店舗共通で利用できるリモコン」が最も多い。近年登場した「車番認識」は、お客様がサービスカウンターに来て、リモコンやカードの交付を行う手続きの煩わしさが解消された。車番認識のインシヤルコストはリモコンと同等であるが、ランニングコストはリモコン製作費がかからない分が安価となる。(イオンモール榎原アルル、イオンモール広島祇園)。

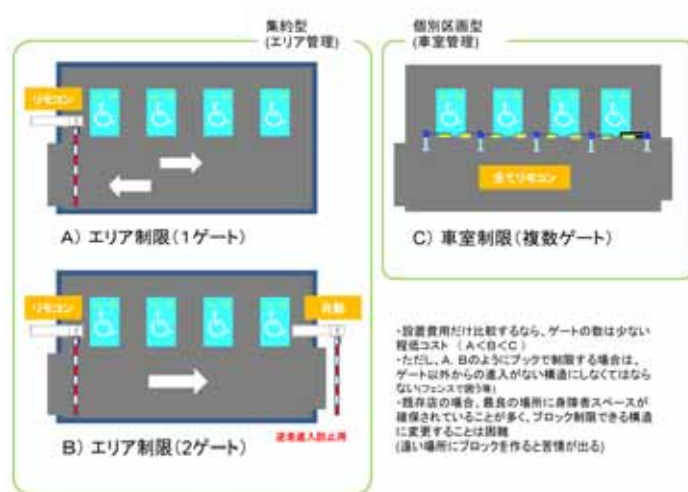


図 1-4 専用ゲートのある障害者等用駐車スペースの配置形式



図 1-5 専用ゲートの例
開放手段はカード
(福島県立医科大付属病院)

(3) 軽度の障害者や妊産婦向け駐車スペースを別に設置

専用ゲートのある駐車スペースを設けている店舗では、そのほかに「軽度の障害者、高齢者、妊産婦、けが人等が利用できる 3.5m 幅のスペース」を設置しているところもあり、サービスセンターで許可証を発行してもらえば、誰でも利用することが可能である。さらに、イオン越谷レイクタウンでは、許可証の不要な「高齢者や初心者向けにゆとりをもたせたスペース」も併設している。



図 1-6 軽度の障害者や妊産婦向け駐車スペース、高齢者向け駐車スペース

3.2 注意喚起等の対策

なるべくコストを抑えて、施設管理者が取組める対策を整理した。

3.2.1 目立つ色による駐車スペースの塗装

障害者等用駐車スペースを目立たせることで、障害のない人は一般車両用駐車スペースと区別が付きやすく、不適正利用の抑止的効果が期待できる。



図 1-7 駐車スペースが目立つ青色塗装

3.2.2 警告の看板設置

駐車スペースの利用対象者を説明したステッカーを黄色の目立つ看板に貼りつけている事例がある。不適正利用を「禁止」する大きい看板を、店舗入口から見やすい当該駐車スペースの上方に掲示している商業施設もある。



駐車場に掲示する看板
(川口駅東口地下公共駐車場)



おもいやり駐車場 上部に国際シンボルマークを掲示
(川口駅東口地下公共駐車場)



店舗出入口から見やすい位置に掲示された駐車禁止を警告する看板
(イトーヨーカドー福島店)



立体駐車場内に設置されている緑色にペイントが施されているおもいやり駐車場
(同左)

図 1-8 注意喚起の看板

横浜市では、車いす使用者用駐車区画に関する管理運用の望ましい取組みのひとつとして、車いすシンボルマークとともに「車いす使用者等は自動車乗降に広い駐車区画が必要です。」と掲示することを示している。

3.3.3 警告文書の配布

福島県では、駐車車両に利用証が掲示されていない場合、運転手(又は同乗者)に利用証を掲示するよう求めること、県作成の注意喚起文を車のワイパーに挟む対応について、施設管理者に協力を求めている。

おもいやり駐車場を利用される皆様へ

福島県からの「お知らせ」と「お願い」です。
この「おもいやり駐車場」は、福島県発行の「おもいやり駐車場利用証」をお持ちの方が利用できます。
お持ちの方は、ルームミラーに吊り下げるなどにより、掲示して下さるようお願いいたします。
お持ちでない方で交付基準(裏面)に該当される方には利用証を交付いたしますので、お手数ですが申請の手続きをして下さるようお願いいたします。

詳しくは下記までお問い合わせください。

問い合わせ先：福島県庁高齢福祉課(長寿社会担当)

電話 024-521-7197

△福島県

3.2.4 広報・啓発活動

施設管理者により、ポスター等の媒体を使用した広報・啓発活動が実施されている。

(1) 高速道路会社におけるマナーキャンペーン等の実施

東日本高速道路(株)では、マナーアップキャンペーンの一環として、毎月発行される情報誌「ハイウェイウォーカー」において、高速道路の利用マナーを周知しており、平成 23 年 1 月号では障害者等用駐車スペースの利用に関するマナー広告を掲載した(図 1-10)。また、高速道路マップ等のパンフレットにも、当該駐車スペースの適正利用のお願いを掲載している。



図 1-10 マナー広告

(2) ショッピングセンターの折込広告への協力依頼の掲載

福島市のヨークベニマル太平寺店では、数万部発行されている新聞の折り込み広告に、おもいやり駐車場利用制度ご協力をお願いについて掲載することがある。

併せて、店内放送で注意喚起もしている。



図 1-11 新聞折り込み広告への協力依頼の掲載

※不適正な駐車防止のために効果があるとして選択された対策(佐賀県、福島県、川口市の肢体不自由者、要介護者等へのアンケート結果)

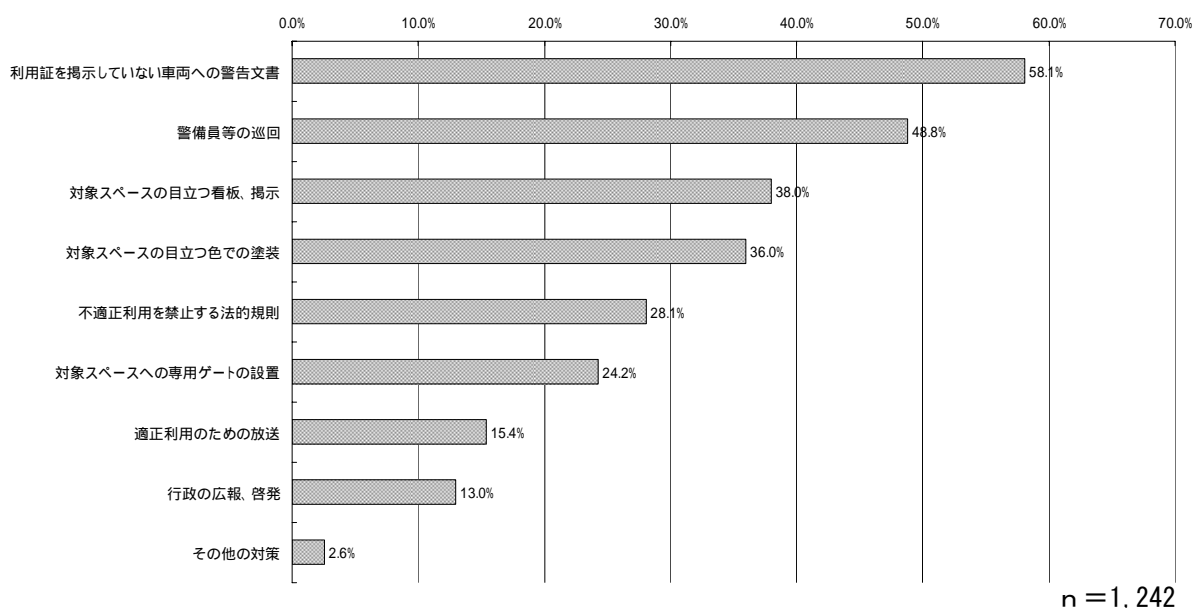


図 1-12 不適正な駐車防止のために効果があるとして選択された対策

第4章 利用実態、利用者ニーズの把握

本章では、肢体不自由者、要介護者等の利用実態やニーズに関するアンケート調査結果を整理した。

4.1 利用者アンケート調査の概要

(1) 調査対象

パーキング・パーミット制度を導入している地方公共団体のうち、佐賀県、福島県、埼玉県川口市において、利用証の交付を受けた肢体不自由者、要介護者等に対して、アンケート調査を実施した。

表 1-7-1 調査対象者等

		利用証		アンケート 対象者抽出数	回収数	
		発行数	構成比			回収率
佐賀県	肢体不自由者、脳原	1,735	41.1%	600		
	要介護者	174	4.1%	100		
	上記以外の者	2,309	54.7%			
	小計	4,218	100.0%	700	359	51.3%
福島県	肢体不自由者、脳原	5,435	45.9%	602		
	要介護・要支援者	889	7.5%	98		
	上記以外の者	5,527	46.6%			
	小計	11,851	100.0%	700	455	65.0%
埼玉県 川口市	肢体不自由者	583	44.6%	583	412	70.7%
	要介護者(2～5)	104	8.0%	104	55	52.9%
	上記以外の者	619	47.4%			
	小計	1,306	100.0%	687	467	68.0%
合計				2,087	1,281	61.4%

表 1-7-2 肢体不自由者、脳原性運動機能障害者の利用証発行数の内訳

		佐賀県		福島県		川口市	
肢体不 自由者	体幹	5級以上	209	5級以上	432	3級以上	135
	上肢	2級以上	246	2級以上	376	1級、2級の1及び2	4
	下肢	6級以上	1,271	6級以上	4,475	6級以上	444
脳 原	上肢	2級以上	4	2級以上	17	2級以上	0
	移動	6級以上	5	6級以上	135	4級以上	0
合計			1,735		5,435		583

(2) 調査内容（結果の詳細は詳細資料編を参照）

アンケート調査では、障害者等用駐車スペースの利用実態、改善要望等を質問した。

表 1-8 対象地域別の質問内容

	佐賀県	福島県	川口市
対象駐車スペースへの車のとめやすさ			
対象駐車スペースにとめられない場合の原因			
利用証発行前後の対象駐車スペースの利用状況の比較			
プラスワン駐車スペースの認知・利用状況、車のとめやすさ			
不適正な駐車防止のために効果のある対策			
不適正な駐車、競合利用を改善してほしい施設			
駐車しやすさで最も重視すること			
回答者の属性			

回答者の属性：性別、年齢、自動車運転免許の保有状況、主に自動車を運転する人、乗降時における介助の必要、歩行能力、要介護・要支援認定、障害の種類

(3) 調査方法

地方公共団体の協力のもとに、利用対象者に郵送でアンケート用紙を発送し郵送で回収した。

実施期間：平成 22 年 12 月 17 日～平成 23 年 1 月 15 日

各地区担当部署：
 佐賀県健康福祉本部 地域福祉課
 福島県保健福祉部 生活福祉総室 高齢福祉課
 川口市都市計画部 都市計画課 施設計画係

4.2 対象者の歩行能力

「車いすを使用している者(以下、「車いす使用者」とする)」は、川口市 32.5% に比べて、佐賀県と福島県は、ともに 16% 程度と少ない。一方、川口市は「自力で歩行可能な者」が佐賀県と福島県の半数程度にとどまっている。これは、川口市における利用証の交付基準が、要介護者では 2 以上、肢体不自由者・体幹では 3 級以上とする等、他地域よりも厳しく設定されていることが交付者の属性に表れたと推察される。

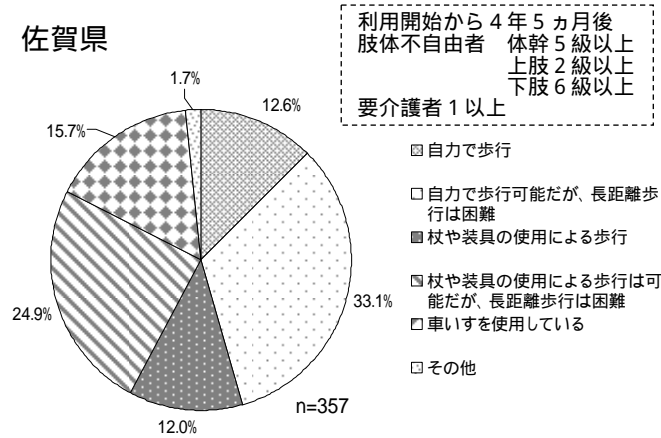


図 1-13 佐賀県の歩行能力調査結果

表 1-9 佐賀県の歩行能力調査結果

	回答数	割合
自力で歩行	45	12.6%
自力で歩行可能だが、長距離歩行は困難	118	33.1%
杖や装具の使用による歩行	43	12.0%
杖や装具の使用による歩行は可能だが、長距離歩行は困難	89	24.9%
車いすを使用している	56	15.7%
その他	6	1.7%
合計	357	100.0%

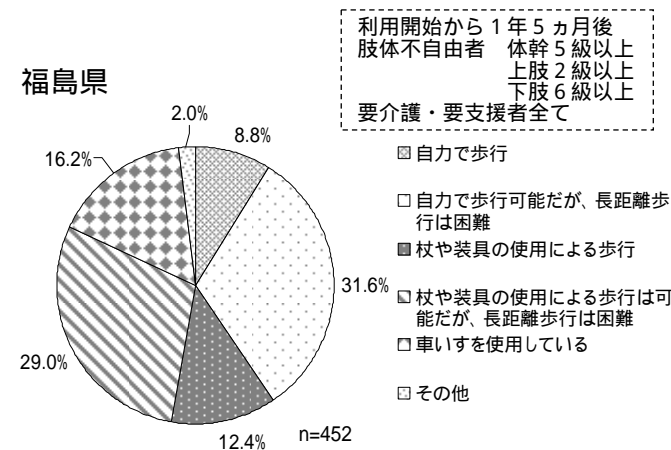


図 1-14 福島県の歩行能力調査結果

表 1-10 福島県の歩行能力調査結果

	回答数	割合
自力で歩行	40	8.8%
自力で歩行可能だが、長距離歩行は困難	143	31.6%
杖や装具の使用による歩行	56	12.4%
杖や装具の使用による歩行は可能だが、長距離歩行は困難	131	29.0%
車いすを使用している	73	16.2%
その他	9	2.0%
合計	452	100.0%

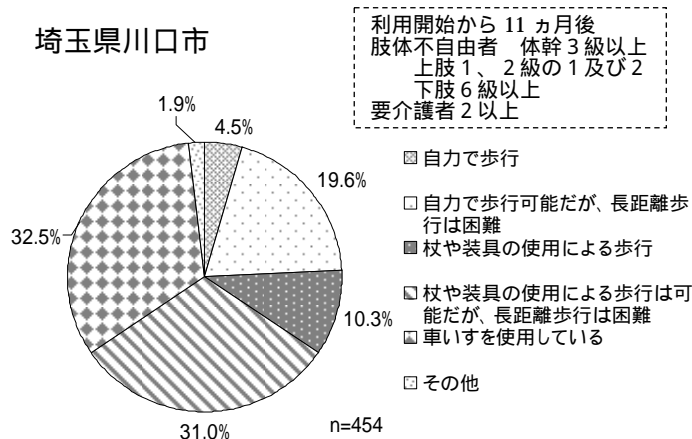


図 1-15 川口市の歩行能力調査結果

表 1-11 川口市の歩行能力調査結果

	回答数	割合
自力で歩行	21	4.5%
自力で歩行可能だが、長距離歩行は困難	91	19.6%
杖や装具の使用による歩行	48	10.3%
杖や装具の使用による歩行は可能だが、長距離歩行は困難	144	31.0%
車いすを使用している	151	32.5%
その他	9	1.9%
合計	464	100.0%

4.3 パーキング・パーミット制度対象駐車スペースの利用状況

4.3.1 車のとめやすさ

(1)対象駐車スペースへの車のとめやすさ

現在のパーキング・パーミット制度対象駐車スペースへの車のとめやすさは、「いつでも大体とめられる」と「混雑時以外は大体とめられる」の合計と、「混雑時以外でもとめられないことがある」と「ほとんどとめられない」を合計が、3県市とも拮抗している。

「車いす使用者」は、「いつでも大体とめられる」が、他層に比べて若干低い。

表 1-12 3県市の対象駐車スペースへの車のとめやすさ

佐賀県

	いつでも大体とめられる	混雑時以外は大体とめられる	混雑時以外でもとめられないことがある	ほとんどとめられない	合計
自力で歩行	27.3%	38.6%	31.8%	2.3%	44
自力で歩行可能だが、長距離歩行は困難	5.1%	54.2%	31.4%	9.3%	118
杖や装具の使用による歩行	16.3%	53.5%	23.3%	7.0%	43
杖や装具の使用による歩行は可能だが、長距離歩行は困難	12.4%	42.7%	40.4%	4.5%	89
車いすを使用している	10.9%	43.6%	32.7%	12.7%	55
その他	16.7%	33.3%	50.0%	0.0%	6
無回答	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	2
合計	12.0%	47.3%	33.3%	7.3%	357

福島県

	いつでも大体とめられる	混雑時以外は大体とめられる	混雑時以外でもとめられないことがある	ほとんどとめられない	合計
自力で歩行	12.5%	35.0%	47.5%	5.0%	40
自力で歩行可能だが、長距離歩行は困難	7.7%	41.3%	41.3%	9.8%	143
杖や装具の使用による歩行	5.5%	40.0%	49.1%	5.5%	55
杖や装具の使用による歩行は可能だが、長距離歩行は困難	7.6%	47.3%	38.9%	6.1%	131
車いすを使用している	5.6%	38.9%	45.8%	9.7%	72
その他	0.0%	33.3%	55.6%	11.1%	9
無回答	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	3
合計	7.3%	41.5%	43.5%	7.7%	453

埼玉県川口市

	いつでも大体とめられる	混雑時以外は大体とめられる	混雑時以外でもとめられないことがある	ほとんどとめられない	合計
自力で歩行	27.8%	44.4%	16.7%	11.1%	18
自力で歩行可能だが、長距離歩行は困難	9.5%	41.7%	39.3%	9.5%	84
杖や装具の使用による歩行	10.0%	30.0%	45.0%	15.0%	40
杖や装具の使用による歩行は可能だが、長距離歩行は困難	7.5%	43.3%	42.5%	6.7%	134
車いすを使用している	7.2%	44.6%	40.3%	7.9%	139
その他	0.0%	85.7%	14.3%	0.0%	7
無回答	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	1
合計	8.7%	43.0%	39.7%	8.5%	423

(2)対象駐車スペースにとめられない原因

「利用証の掲示のない車（障害のない人等）の駐車が多い」が3県市とも6割を超え、パーキング・パーミット制度が障害のない人等の不適正な利用を完全には防止できていない状況が推察される。

「車いす使用者」は、福島県と川口市で「利用証の掲示のない車（障害のない人等）の駐車が多い」が他層に比べて高い。

表 1-13 3県市の対象駐車スペースにとめられない原因

佐賀県

	利用証の掲示のない車の駐車が多い	駐車スペースが少ない	パーキング・パーミット制度 駐車場に協力している対象施設が少ない	その他	合計
自力で歩行	68.8%	31.3%	0.0%	0.0%	32
自力で歩行可能だが、 長距離歩行は困難	63.6%	33.6%	2.7%	0.0%	110
杖や装具の使用による歩行	68.6%	22.9%	8.6%	0.0%	35
杖や装具の使用による歩行は可能だが、 長距離歩行は困難	64.9%	27.3%	7.8%	0.0%	77
車いすを使用している	62.5%	33.3%	0.0%	4.2%	48
その他	20.0%	20.0%	60.0%	0.0%	5
無回答	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2
合計	64.4%	30.1%	4.9%	0.6%	309

福島県

	利用証の掲示のない車の駐車が多い	駐車スペースが少ない	おもいやり駐車場利用制度に協力している対象施設が少ない	その他	合計
自力で歩行	67.7%	25.8%	6.5%	0.0%	31
自力で歩行可能だが、 長距離歩行は困難	65.1%	22.2%	9.5%	3.2%	126
杖や装具の使用による歩行	61.5%	28.8%	5.8%	3.8%	52
杖や装具の使用による歩行は可能だが、 長距離歩行は困難	54.3%	33.6%	9.5%	2.6%	116
車いすを使用している	79.1%	14.9%	4.5%	1.5%	67
その他	62.5%	12.5%	0.0%	25.0%	8
無回答	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2
合計	64.2%	25.1%	7.7%	3.0%	402

埼玉県川口市

	利用証の掲示のない車の駐車が多い	駐車スペースが少ない	おもいやり駐車場制度に協力している対象施設が少ない	その他	合計
自力で歩行	75.0%	0.0%	25.0%	0.0%	8
自力で歩行可能だが、 長距離歩行は困難	64.1%	18.8%	12.5%	4.7%	64
杖や装具の使用による歩行	56.3%	25.0%	12.5%	6.3%	32
杖や装具の使用による歩行は可能だが、 長距離歩行は困難	67.0%	19.0%	10.0%	4.0%	100
車いすを使用している	69.4%	18.9%	10.8%	0.9%	111
その他	60.0%	20.0%	20.0%	0.0%	5
無回答	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1
合計	66.4%	19.0%	11.5%	3.1%	321

4.3.2 利用証発行前後の利用状況の比較

福島県

利用状況を属性別にみると、「車いす使用者」は、利用証発行前で「空いている時はいつもとめていた」が他層に比べて高く、おもいやり駐車場利用制度導入以前から当該駐車スペースを利用していたことがわかる。

一方、「車いす使用者以外の者」は、利用証発行前は「ほとんどとめていなかった」が4～5割を占め、利用証発行後は「空いている時はいつもとめている」が急増し、「車いす使用者」を上回る割合となっている。

表 1-14-1 福島県の利用証発行前後の対象駐車スペースの利用状況の比較

a. 利用証発行前

	空いている時はいつもとめていた	時々とめていた	ほとんどとめていなかった	合計
自力で歩行	30.8%	23.1%	46.2%	39
自力で歩行可能だが、長距離歩行は困難	22.2%	24.4%	53.3%	135
杖や装具の使用による歩行	42.0%	16.0%	42.0%	50
杖や装具の使用による歩行は可能だが、長距離歩行は困難	34.4%	24.2%	41.4%	128
車いすを使用している	47.1%	21.4%	31.4%	70
その他	50.0%	25.0%	25.0%	8
無回答	33.3%	0.0%	66.7%	3
合計	33.5%	22.6%	43.9%	433

b. 利用証発行開始から1年5ヵ月後

	空いている時はいつもとめている	時々とめている	ほとんどとめていない	合計
自力で歩行	55.0%	37.5%	7.5%	40
自力で歩行可能だが、長距離歩行は困難	66.7%	24.8%	8.5%	141
杖や装具の使用による歩行	76.4%	21.8%	1.8%	55
杖や装具の使用による歩行は可能だが、長距離歩行は困難	78.9%	18.8%	2.3%	128
車いすを使用している	65.8%	23.3%	11.0%	73
その他	77.8%	11.1%	11.1%	9
無回答	100.0%	0.0%	0.0%	3
合計	70.6%	23.2%	6.2%	449

埼玉県川口市

利用状況を属性別にみると、「車いす使用者」は、利用証発行前で「空いている時はいつもとめていた」が他層に比べて高く、おもいやり駐車場利用制度導入以前から当該駐車スペースを利用していたことがわかる。

一方、「車いす使用者以外の者」は、利用証発行前は「ほとんどとめていなかった」が3～5割を占め、利用証発行後は「空いている時はいつもとめている」が急増し、「車いす使用者」を上回る割合となっている。特に、「杖や装具の使用者」は、利用証発行後に初めて利用した人が多いことがうかがえる（8割以上が「いつもとめている」）。

表 1-14-2 川口市の利用証発行前後の対象駐車スペースの利用状況の比較

a. 利用証発行前

	空いている時はいつもとめていた	時々とめていた	ほとんどとめていなかった	合計
自力で歩行	25.0%	18.8%	56.3%	16
自力で歩行可能だが、長距離歩行は困難	35.3%	28.2%	36.5%	85
杖や装具の使用による歩行	47.5%	25.0%	27.5%	40
杖や装具の使用による歩行は可能だが、長距離歩行は困難	45.0%	24.0%	31.0%	129
車いすを使用している	57.6%	21.6%	20.9%	139
その他	25.0%	37.5%	37.5%	8
無回答	0.0%	0.0%	100.0%	1
合計	46.2%	24.2%	29.7%	418

b. 利用証発行開始から11ヵ月後

	空いている時はいつもとめている	時々とめている	ほとんどとめていない	合計
自力で歩行	44.4%	44.4%	11.1%	18
自力で歩行可能だが、長距離歩行は困難	63.1%	32.1%	4.8%	84
杖や装具の使用による歩行	82.5%	12.5%	5.0%	40
杖や装具の使用による歩行は可能だが、長距離歩行は困難	82.8%	11.9%	5.2%	134
車いすを使用している	77.3%	14.2%	8.5%	141
その他	50.0%	37.5%	12.5%	8
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0
合計	74.8%	18.6%	6.6%	425

4.3.3 プラスワン(一般の駐車スペースをパーキング・パーミットの対象スペースとする施策)の認知、利用状況

佐賀県では、車いす使用者から「パーキングパーミット制度の利用者が全体として増え、障害者等用駐車スペース(幅3.5m以上)に駐車できないことが多くなった。」との意見が多く寄せられていたため、平成22年1月20日より、パーキングパーミット制度協力施設出入口近くの一般駐車スペース(2.5~2.7m程度)を、車いす使用者以外の利用対象者のための駐車スペースとして確保(プラスワン)した。



図 1-16 プラスワンのスペース、駐車中も見える路面表示(ジャスコ佐賀大和店)

歩行能力別にみると、「利用したことがある」人は「杖や装具の使用による歩行」「自力で歩行」ができる人が他層より高く、プラスワン運動の趣旨に沿った利用者が多い。

一方、「車いすを使用している」人もプラスワン駐車スペースの利用経験のあることも確認できた。

表 1-15 佐賀県の一般の駐車スペースをパーキング・パーミットの対象スペースとする施策の利用状況等

① プラスワン駐車スペースの認知・利用状況

	利用したことがある	利用したことはないが知っていた	知らなかった	合計
自力で歩行	51.2%	30.2%	18.6%	43
自力で歩行可能だが、長距離歩行は困難	56.4%	17.9%	25.6%	117
杖や装具の使用による歩行	75.6%	19.5%	4.9%	41
杖や装具の使用による歩行は可能だが、長距離歩行は困難	71.6%	13.6%	14.8%	88
車いすを使用している	63.6%	16.4%	20.0%	55
その他	100.0%	0.0%	0.0%	5
無回答	100.0%	0.0%	0.0%	2
合計	63.8%	17.9%	18.2%	351

② プラスワン導入前と比較した車のとめやすさ

	かなりとめやすくなった	少しとめやすくなった	変わらない	少しとめにくくなった	かなりとめにくくなった	合計
自力で歩行	47.5%	32.5%	12.5%	7.5%	0.0%	40
自力で歩行可能だが、長距離歩行は困難	34.3%	38.0%	26.9%	0.9%	0.0%	108
杖や装具の使用による歩行	52.5%	27.5%	17.5%	0.0%	2.5%	40
杖や装具の使用による歩行は可能だが、長距離歩行は困難	25.0%	50.0%	22.6%	0.0%	2.4%	84
車いすを使用している	30.6%	26.5%	36.7%	2.0%	4.1%	49
その他	40.0%	20.0%	40.0%	0.0%	0.0%	5
無回答	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2
合計	35.4%	37.2%	24.4%	1.5%	1.5%	328

4.4 不適正な駐車、競合利用を改善してほしい施設の種類の種類（5つまで）

3 県市とも「病院」「大型ショッピングセンター・百貨店」での改善要望が強い。

表 1-16 3 県市の不適正な駐車、競合利用を改善してほしい施設の種類の種類
佐賀県

	大型ショッピングセンター・百貨店	小規模なスーパーマーケット	コンビニエンスストア	ファミリーレストラン等の飲食店	本屋・ビデオショップ	映画館・劇場	スポーツ施設	テーマパーク等のアミューズメント施設
自力で歩行	66.7%	43.6%	20.5%	15.4%	2.6%	2.6%	5.1%	10.3%
自力で歩行可能だが、長距離歩行は困難	53.5%	54.4%	14.0%	27.2%	7.0%	5.3%	7.0%	7.0%
杖や装具の使用による歩行	58.5%	46.3%	19.5%	22.0%	0.0%	0.0%	2.4%	7.3%
杖や装具の使用による歩行は可能だが、長距離歩行は困難	55.2%	52.9%	14.9%	27.6%	9.2%	8.0%	2.3%	5.7%
車いすを使用している	66.0%	34.0%	22.6%	22.6%	3.8%	11.3%	1.9%	3.8%
その他	66.7%	33.3%	16.7%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%
無回答	100.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	50.0%
合計	58.5%	48.2%	17.0%	24.3%	5.8%	6.1%	4.1%	7.0%

	ホテル・旅館	図書館	官公庁	学校	文化センター・美術館・博物館	集会所や公会堂	業務ビル	銀行・郵便局
自力で歩行	7.7%	7.7%	17.9%	0.0%	15.4%	10.3%	2.6%	38.5%
自力で歩行可能だが、長距離歩行は困難	10.5%	10.5%	19.3%	1.8%	6.1%	4.4%	3.5%	48.2%
杖や装具の使用による歩行	2.4%	4.9%	19.5%	2.4%	4.9%	14.6%	2.4%	46.3%
杖や装具の使用による歩行は可能だが、長距離歩行は困難	4.6%	4.6%	11.5%	4.6%	12.6%	10.3%	4.6%	47.1%
車いすを使用している	5.7%	5.7%	11.3%	0.0%	7.5%	3.8%	0.0%	37.7%
その他	16.7%	16.7%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%
無回答	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%
合計	7.0%	7.3%	16.1%	2.0%	8.8%	7.6%	2.9%	44.7%

	駅・空港	病院・診療所	福祉施設・老人ホーム	道の駅	公園	時間貸し駐車場	その他	合計
自力で歩行	20.5%	48.7%	5.1%	15.4%	12.8%	5.1%	0.0%	39
自力で歩行可能だが、長距離歩行は困難	24.6%	64.0%	0.9%	11.4%	6.1%	9.6%	0.0%	114
杖や装具の使用による歩行	12.2%	61.0%	2.4%	4.9%	9.8%	2.4%	7.3%	41
杖や装具の使用による歩行は可能だが、長距離歩行は困難	8.0%	52.9%	2.3%	12.6%	4.6%	11.5%	0.0%	87
車いすを使用している	9.4%	69.8%	5.7%	13.2%	0.0%	9.4%	0.0%	53
その他	16.7%	66.7%	16.7%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	6
無回答	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2
合計	15.8%	59.9%	3.2%	11.7%	5.8%	8.5%	0.9%	342

福島県

	大型ショッピングセンター・百貨店	小規模なスーパーマーケット	コンビニエンスストア	ファミリーレストラン等の飲食店	本屋・ビデオショップ	映画館・劇場	スポーツ施設	テーマパーク等のアミューズメント施設
自力で歩行	61.5%	43.6%	41.0%	25.6%	17.9%	20.5%	0.0%	12.8%
自力で歩行可能だが、長距離歩行は困難	60.1%	50.7%	24.6%	25.4%	8.7%	4.3%	8.0%	5.1%
杖や装具の使用による歩行	60.7%	42.9%	23.2%	30.4%	17.9%	7.1%	3.6%	1.8%
杖や装具の使用による歩行は可能だが、長距離歩行は困難	59.7%	56.6%	22.5%	24.8%	12.4%	2.3%	1.6%	3.1%
車いすを使用している	61.1%	54.2%	19.4%	23.6%	13.9%	6.9%	5.6%	8.3%
その他	44.4%	77.8%	33.3%	22.2%	22.2%	0.0%	0.0%	11.1%
無回答	66.7%	66.7%	66.7%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	60.1%	52.0%	24.9%	25.8%	12.8%	5.8%	4.3%	5.4%

	ホテル・旅館	図書館	官公庁	学校	文化センター・美術館・博物館	集会所や公会堂	業務ビル	銀行・郵便局
自力で歩行	23.1%	2.6%	7.7%	7.7%	23.1%	5.1%	2.6%	35.9%
自力で歩行可能だが、長距離歩行は困難	8.0%	4.3%	25.4%	2.2%	14.5%	13.0%	2.2%	47.8%
杖や装具の使用による歩行	12.5%	3.6%	19.6%	5.4%	14.3%	21.4%	0.0%	37.5%
杖や装具の使用による歩行は可能だが、長距離歩行は困難	9.3%	6.2%	19.4%	3.1%	10.1%	12.4%	3.9%	41.9%
車いすを使用している	12.5%	2.8%	19.4%	1.4%	16.7%	6.9%	1.4%	41.7%
その他	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%	22.2%	0.0%	0.0%	44.4%
無回答	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%
合計	10.8%	4.5%	20.0%	3.1%	14.3%	11.9%	2.2%	42.8%

	駅・空港	病院・診療所	福祉施設・老人ホーム	道の駅	公園	時間貸し駐車場	その他	合計
自力で歩行	20.5%	59.0%	2.6%	20.5%	2.6%	10.3%	0.0%	39
自力で歩行可能だが、長距離歩行は困難	18.1%	55.8%	4.3%	10.1%	8.0%	10.9%	1.4%	138
杖や装具の使用による歩行	21.4%	71.4%	5.4%	8.9%	8.9%	19.6%	0.0%	56
杖や装具の使用による歩行は可能だが、長距離歩行は困難	20.2%	69.8%	5.4%	10.9%	4.7%	3.9%	1.6%	129
車いすを使用している	9.7%	54.2%	8.3%	6.9%	5.6%	13.9%	2.8%	72
その他	0.0%	33.3%	0.0%	22.2%	22.2%	0.0%	0.0%	9
無回答	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3
合計	17.5%	61.7%	5.2%	10.8%	6.5%	10.1%	1.3%	446

埼玉県川口市

	大型ショッピングセンター・百貨店	小規模なスーパーマーケット	コンビニエンスストア	ファミリーレストラン等の飲食店	本屋・ビデオショップ	映画館・劇場	スポーツ施設	アミューズメント施設
自力で歩行	70.0%	50.0%	25.0%	30.0%	5.0%		5.0%	0.0%
自力で歩行可能だが、長距離歩行は困難	72.4%	47.1%	9.2%	27.6%	3.4%		10.3%	4.6%
杖や装具の使用による歩行	76.7%	48.8%	16.3%	30.2%	4.7%		2.3%	0.0%
杖や装具の使用による歩行は可能だが、長距離歩行は困難	64.0%	66.2%	13.7%	35.3%	4.3%		3.6%	4.3%
車いすを使用している	75.5%	46.8%	15.1%	43.2%	5.8%		2.9%	4.3%
その他	62.5%	50.0%	0.0%	12.5%	0.0%		0.0%	0.0%
無回答	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%		0.0%	0.0%
合計	70.8%	53.2%	13.7%	35.2%	4.6%		4.6%	3.7%

	ホテル・旅館	図書館	官公庁	学校	文化センター・美術館等	集会所や公会堂	業務ビル	銀行・郵便局
自力で歩行	5.0%	5.0%	30.0%	5.0%	5.0%	5.0%	0.0%	55.0%
自力で歩行可能だが、長距離歩行は困難	4.6%	6.9%	14.9%	1.1%	6.9%	3.4%	2.3%	37.9%
杖や装具の使用による歩行	0.0%	7.0%	16.3%	2.3%	4.7%	2.3%	2.3%	51.2%
杖や装具の使用による歩行は可能だが、長距離歩行は困難	4.3%	4.3%	23.0%	0.7%	8.6%	2.9%	0.0%	41.0%
車いすを使用している	0.7%	6.5%	15.8%	2.9%	3.6%	2.2%	0.0%	31.7%
その他	0.0%	12.5%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%
合計	2.7%	5.9%	18.7%	1.8%	5.9%	2.7%	0.7%	38.8%

	駅	病院・診療所	福祉施設・老人ホーム	道の駅	公園	時間貸し駐車場	その他	合計
自力で歩行	20.0%	45.0%	5.0%	0.0%	5.0%	5.0%	0.0%	20
自力で歩行可能だが、長距離歩行は困難	14.9%	64.4%	4.6%	8.0%	5.7%	10.3%	2.3%	87
杖や装具の使用による歩行	11.6%	62.8%	2.3%	16.3%	14.0%	9.3%	0.0%	43
杖や装具の使用による歩行は可能だが、長距離歩行は困難	14.4%	59.7%	5.8%	10.8%	7.9%	12.9%	2.9%	139
車いすを使用している	12.2%	74.1%	4.3%	6.5%	10.8%	5.0%	0.0%	139
その他	0.0%	75.0%	12.5%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	8
無回答	0.0%	100.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	2
合計	13.5%	65.3%	5.0%	8.7%	8.9%	9.1%	1.4%	438

4.5 不適正な駐車防止のために効果のある対策（3つまで）

3 県市ともに「利用証を掲示していない車両への警告文書」が最も多く、佐賀県では「自力で歩行可能だが、長距離歩行は困難」、「車いす使用者」が他層に比べて高い。

川口市の「車いす使用者」では、「対象スペースへの専用ゲートの設置」と「利用証を掲示していない車両への警告文書」が48.0%と高かった。

表 1-18 3 県市の不適正な駐車防止のために効果のある対策

佐賀県

	対象スペースの目立つ色での塗装	対象スペースの目立つ看板、掲示	対象スペースへの専用ゲートの設置	適正利用のための放送	警備員等の巡回
自力で歩行	41.5%	41.5%	22.0%	14.6%	29.3%
自力で歩行可能だが、長距離歩行は困難	42.1%	43.0%	15.8%	17.5%	44.7%
杖や装具の使用による歩行	42.5%	35.0%	22.5%	22.5%	35.0%
杖や装具の使用による歩行は可能だが、長距離歩行は困難	45.5%	44.3%	21.6%	19.3%	36.4%
車いすを使用している	43.6%	36.4%	16.4%	7.3%	52.7%
その他	50.0%	66.7%	16.7%	0.0%	16.7%
無回答	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	100.0%
合計	43.1%	41.6%	19.1%	16.2%	40.8%

	利用証を掲示していない車両への警告文書	行政の広報、啓発	不適正利用を禁止する法的規則	その他の対策	合計
自力で歩行	48.8%	19.5%	39.0%	0.0%	41
自力で歩行可能だが、長距離歩行は困難	64.0%	8.8%	26.3%	1.8%	114
杖や装具の使用による歩行	52.5%	17.5%	25.0%	2.5%	40
杖や装具の使用による歩行は可能だが、長距離歩行は困難	54.5%	12.5%	22.7%	2.3%	88
車いすを使用している	63.6%	10.9%	23.6%	1.8%	55
その他	83.3%	16.7%	16.7%	0.0%	6
無回答	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	2
合計	58.7%	12.7%	26.0%	1.7%	346



対象駐車スペースの青色の目立つ塗装
(福島県立医科大学付属病院)



駐車場に掲示する看板
(川口駅東口地下公共駐車場)

図 1-17 対象駐車スペースの青色の目立つ塗装、見やすい位置にある駐車禁止を警告する看板

協力施設での利用証を掲示しない車両への警告（福島県）

福島県では、駐車車両に利用証が掲示されていない場合、運転手（又は同乗者）に利用証を掲示するよう求めること、運転手が不在の場合は、県作成の注意喚起文を車のワイパーに挟む対応について、施設管理者にマニュアルで協力を求めているが、実施しているのは少数の協力施設にとどまっている。

福島県

	対象スペースの 目立つ色での塗装	対象スペースの 目立つ看板、掲示	対象スペースへの 専用ゲートの設置	適正利用の ための放送	警備員等 の巡回
自力で歩行	42.1%	42.1%	10.5%	21.1%	42.1%
自力で歩行可能だが、 長距離歩行は困難	38.0%	40.9%	15.3%	17.5%	51.8%
杖や装具の使用に よる歩行	35.8%	32.1%	18.9%	20.8%	56.6%
杖や装具の使用によ る歩行は可能だが、 長距離歩行は困難	37.2%	45.0%	22.5%	12.4%	47.3%
車いすを使用している	30.1%	34.2%	21.9%	17.8%	53.4%
その他	11.1%	22.2%	22.2%	33.3%	44.4%
無回答	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%
合計	35.7%	39.4%	18.8%	17.0%	50.0%

	利用証を掲示して いない車両への 警告文書	行政の広報、啓発	不適正利用を 禁止する法的規則	その他の 対策	合 計
自力で歩行	68.4%	10.5%	28.9%	2.6%	38
自力で歩行可能だが、 長距離歩行は困難	63.5%	14.6%	22.6%	2.2%	137
杖や装具の使用に よる歩行	58.5%	9.4%	22.6%	0.0%	53
杖や装具の使用によ る歩行は可能だが、 長距離歩行は困難	56.6%	15.5%	25.6%	3.1%	129
車いすを使用している	57.5%	16.4%	43.8%	2.7%	73
その他	55.6%	22.2%	33.3%	0.0%	9
無回答	66.7%	33.3%	66.7%	0.0%	3
合計	60.2%	14.5%	28.1%	2.3%	442

埼玉県川口市

	対象スペースの 目立つ色での塗装	対象スペースの 目立つ看板、掲示	対象スペースへの 専用ゲートの設置	適正利用の ための放送	警備員等 の巡回
自力で歩行	45.0%	15.0%	30.0%	15.0%	55.0%
自力で歩行可能だが、 長距離歩行は困難	26.7%	33.3%	26.7%	14.4%	53.3%
杖や装具の使用に よる歩行	30.4%	52.2%	32.6%	8.7%	41.3%
杖や装具の使用によ る歩行は可能だが、 長距離歩行は困難	35.3%	39.6%	24.5%	15.8%	59.7%
車いすを使用している	28.4%	25.7%	48.0%	11.5%	52.7%
その他	22.2%	33.3%	11.1%	11.1%	33.3%
無回答	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	100.0%
合計	30.8%	33.9%	33.5%	13.2%	53.7%

	利用証を掲示して いない車両への 警告文書	行政の広報、啓発	不適正利用を 禁止する法的規則	その他の 対策	合 計
自力で歩行	50.0%	35.0%	15.0%	0.0%	20
自力で歩行可能だが、 長距離歩行は困難	62.2%	14.4%	33.3%	2.2%	90
杖や装具の使用に よる歩行	67.4%	8.7%	23.9%	2.2%	46
杖や装具の使用によ る歩行は可能だが、 長距離歩行は困難	55.4%	10.8%	28.1%	3.6%	139
車いすを使用している	48.0%	8.8%	32.4%	4.7%	148
その他	66.7%	11.1%	33.3%	11.1%	9
無回答	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	2
合計	55.5%	11.7%	29.7%	3.5%	454

4.6 対象駐車スペースの駐車しやすさで最も重視する事

障害者等用駐車スペースの駐車しやすさ(とめやすさ)で最も重視されていることは、「施設(建物)の入口に近い場所に設置されていること」で、佐賀県、福島県、川口市の順で多い。

大都市圏の川口市では、「障害者等用駐車スペースの数が多いこと」が他地域に比べて高い。

表 1-19 3地区の対象駐車スペースの駐車しやすさで最も重視する事

佐賀県

	施設の入口に近い場所に設置されていること	障害者等用駐車スペースの数が多いこと	障害者等用駐車スペースの案内が適切にされていること	屋根が付いていること	その他	合計
自力で歩行	90.7%	7.0%	2.3%	0.0%	0.0%	43
自力で歩行可能だが、長距離歩行は困難	78.6%	9.4%	5.1%	6.8%	0.0%	117
杖や装具の使用による歩行	85.4%	7.3%	4.9%	2.4%	0.0%	41
杖や装具の使用による歩行は可能だが、長距離歩行は困難	78.2%	9.2%	5.7%	5.7%	1.1%	87
車いすを使用している	64.8%	11.1%	0.0%	20.4%	3.7%	54
その他	60.0%	20.0%	0.0%	20.0%	0.0%	5
無回答	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2
合計	78.2%	9.5%	4.0%	7.4%	0.9%	349

福島県

	施設の入口に近い場所に設置されていること	障害者等用駐車スペースの数が多いこと	障害者等用駐車スペースの案内が適切にされていること	屋根が付いていること	その他	合計
自力で歩行	65.8%	15.8%	10.5%	7.9%	0.0%	38
自力で歩行可能だが、長距離歩行は困難	66.9%	15.8%	13.7%	2.9%	0.7%	139
杖や装具の使用による歩行	72.2%	16.7%	11.1%	0.0%	0.0%	54
杖や装具の使用による歩行は可能だが、長距離歩行は困難	69.3%	12.6%	9.4%	7.9%	0.8%	127
車いすを使用している	47.9%	16.4%	12.3%	20.5%	2.7%	73
その他	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	8
無回答	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	3
合計	65.2%	14.9%	11.3%	7.7%	0.9%	442

川口市

	施設の入口に近い場所に設置されていること	障害者等用駐車スペースの数が多いこと	障害者等用駐車スペースの案内が適切にされていること	屋根が付いていること	その他	合計
自力で歩行	52.9%	29.4%	17.6%	0.0%	0.0%	17
自力で歩行可能だが、長距離歩行は困難	62.4%	21.2%	12.9%	1.2%	2.4%	85
杖や装具の使用による歩行	62.5%	20.0%	7.5%	7.5%	2.5%	40
杖や装具の使用による歩行は可能だが、長距離歩行は困難	63.1%	21.5%	12.3%	3.1%	0.0%	130
車いすを使用している	45.0%	25.7%	9.3%	12.9%	7.1%	140
その他	62.5%	0.0%	0.0%	0.0%	37.5%	8
無回答	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1
合計	56.5%	22.6%	10.9%	6.2%	3.8%	421

第5章 今後の展望

5.1 現状の取組みについての評価

①パーキング・パーミット制度について

平成 18 年に佐賀県で始まったパーキング・パーミット制度は、その後、他県・市でも導入が進んでいる（平成 22 年 12 月現在 16 県 3 市）。

同制度については、本調査などにおけるアンケート結果をみると、その効果について一定の評価がされている一方、課題もあり、大まかには以下のようにメリット、デメリットが整理できる。

【メリット】

- ・利用対象者が明確化されること
- ・利用対象者以外の者による利用がある程度減少すること
- ・地方公共団体による公的な仕組みであること

【デメリット】

- ・必ずしも幅の広い駐車スペースを必要としない利用対象者を広く対象としているため、広いスペースが必ず必要な車いす使用者等が結果として駐めづらくなったとの評価もあること（全体の駐車スペースを増やすことが困難であることも背景）
- ・利用対象者の要件を満たさない一部の高齢者等は、仮に足腰が弱い等の事情があっても使えなくなること
- ・公的ではあっても任意の仕組みであり、強制力はないこと
- ・仕組みの創設、運用に一定の公的コストを要すること

上記のデメリットの一部をふまえ、佐賀県では「プラスワン」として、施設出入口付近の一般駐車スペースの一部を車いす使用者以外の者のためのスペースとして確保・表示する仕組みを始めており、従前よりも駐めやすくなったとの評価が7割を超えている。

②各施設における不適正駐車防止装置設置の取組みについて

大型商業施設、病院等の中には、独自に駐車許可証（リモコン、カード等）を発行し、障害者等用駐車スペースの入口に駐車ゲートを設け、利用対象者以外の者による駐車をほぼ完全に防止している事例がある。

例えば、イオンモール、イオンリテールでは、全国的に障害者等用駐車スペースにリモコン等を利用する専用ゲートを設置しており、多くは障害者等用のスペースを何力所かに集約し、リモコンでゲートを開放して利用するものである。ただし、全国统一の仕組みではないため、店舗により多少仕組みは異なる。

また、阪急西宮ガーデンズでは、「車椅子利用者専用駐車区画」を設け、そこに 22 台分の幅広スペースを設けており、当区画が満車になったことは無いとしており、別途、ゲー

トのない障害者等用駐車スペースも 44 台設置している。

このような取組みについては、大まかには以下のようにメリット、デメリットが整理できる。

【メリット】

- ・利用対象者以外の者による利用を相当程度防止できること

【デメリット】

- ・設備設置、リモコン交付等のコストが大きいこと（特にリモコン費用は際限なく増加）
- ・規模の大きい施設でないと現実的に適用困難であること
- ・体力のある事業者でないとコスト的（物的、人的）に実施困難であること
- ・リモコンの又貸し等による不適正利用を完全には防止できないこと

このほか、障害者等用駐車スペースの目立つ色での塗装や、なるべく目立つような看板の設置などについて取り組んでいる例がみられた。

5.2 今後の対応策の方向性

（1）整理・検討事項

今後の対応策を検討するに当たっては、現状の各種取組みのメリット、デメリットをふまえつつ、以下のような観点についても考慮しながら、なるべく効果が高く、かつ現実的な方策について整理していく必要がある。

①パーキング・パーミット制度について

利用対象者の範囲が広く、結果として車いす使用者が利用しづらくなったとの評価を看過できない面もあるが、比較的低コストで、緩やかな制度として不適正利用を防止する仕組みとして一定の評価ができる方策であり、後述の「ダブルスペース」の設置促進等と併せて、地域の実情に応じた地方公共団体での検討を促すべきである。

②不適正駐車防止装置の設置について

一定規模以上でないと現実的に運用が困難で、設置や維持に係るコストが高く、現状では実施しているのは一部の大規模施設等に限定されているが、不適正利用の防止には相当の効果が期待できる方策であり、後述の助成制度の活用等も含め、取組可能と考えられる施設において普及を図るべきである。

③その他

➤ダブルスペースの確保について

車いす使用者に必須の幅の広い駐車スペースと、通常の広さで施設出入口近くへの設置が望ましい他の障害者、高齢者等用のスペースの両方を設ける「ダブルスペース」の考え方をより普及させていく必要がある。

➤ 重点的取組対象施設の絞り込みについて

利用者アンケートによれば、特に強く適正利用の推進が求められているのは、大規模な商業施設や病院等であることは全国共通の傾向と考えられ、これらの施設について重点的な対策が講じられれば、実質的に大きな問題は解消されるのではないかと考えられる。

➤ 対策実施上の細かな配慮について

規模の小さな施設等においても、障害者等用駐車スペース路面の目立つ色での塗装や、目を引く看板等の設置、注意喚起・警告書面の配布など、ある程度の効果が期待できる取組みがあり、これを一層普及させていくべきである。

➤ 条例制定による基準強化について

障害者等用の駐車スペースについては、バリアフリー法に基づく地方公共団体の条例で設置数の増強などの基準を義務化することが可能となっており、その活用も選択肢の一つではないかと考えられる。（ただし、当然ながら、各地の実情に応じ、地域での同意が前提となる。）

➤ 罰則の導入について

不適正な利用を防止するための仕組みとして、法令において罰則を設けることが有効かと考えられる。ただし、その際には利用対象者を相当厳格に限定する必要があるのではないかと考えられる。また、多くの駐車場は民有地にあり取締体制など罰則の実効性を確保するための現実的仕組みが必要ではないかと考えられる。加えて、当事者アンケート結果からは、必ずしも多くの利用者に導入へのコンセンサスがあるとも言えないのではないかと考えられる。

(2) 整理した取組方策の普及について

上記検討により整理された取り組むべき方策については、パンフレット等の形にまとめ、来年度、地方公共団体や関連施設設置管理者等に配布し、地域や施設・業態等に応じ、それぞれにおける検討を促し、取組を促進することが必要と考えられる。

併せて、地方公共団体の判断により、不適正駐車防止装置の設置等に対して国費を含めて助成することができる「社会資本整備総合交付金」についてもパンフレット等に記載し、同交付金の活用についても周知を図ることが効果的であると考えられる。